

税金

と私たちの暮らし

国民の三大義務の1つに“納税の義務”があります。これにより、私たちは国・都道府県・市町村にいろいろな税金を納めています。日本では現在、約50種類の税金があります。



国民

加賀市 県

国

納税



たとえば消費税の場合は、『消費者』が負担し、『事業者』が納めます。

税金の種類と納め方

税金にはさまざまな種類があり、次のような分類方法があります。

税金の納め方によって

直接税 負担する人と納める人が同じ

間接税 負担する人と納める人が違う

税金をどこに納めるかによって	国税 国に納める	所得税 法人税	消費税	
	地方税 地方公共団体に納める	県税 県に納める	県民税 自動車税	地方消費税
		市税 市に納める	市民税 固定資産税 軽自動車税	入湯税

※市民税と県民税を合わせて住民税と呼びます。

どこに納めるか
誰が負担するかで
分類されるんだね。



税金の使いみち

税金



税金としてみんなから集められたお金は、みんなのために使われます。税金は、人々が健康で安全に暮らせるよう、さまざまな分野で使われています。



使いみちを決定



国: 国会 / 県: 県議会 / 市: 市議会



高齢者や障がい者、子供たちが安心して暮らしていくため



学校教育や生涯学習、文化・スポーツの充実のため

行政サービス



環境保護、ごみ処理



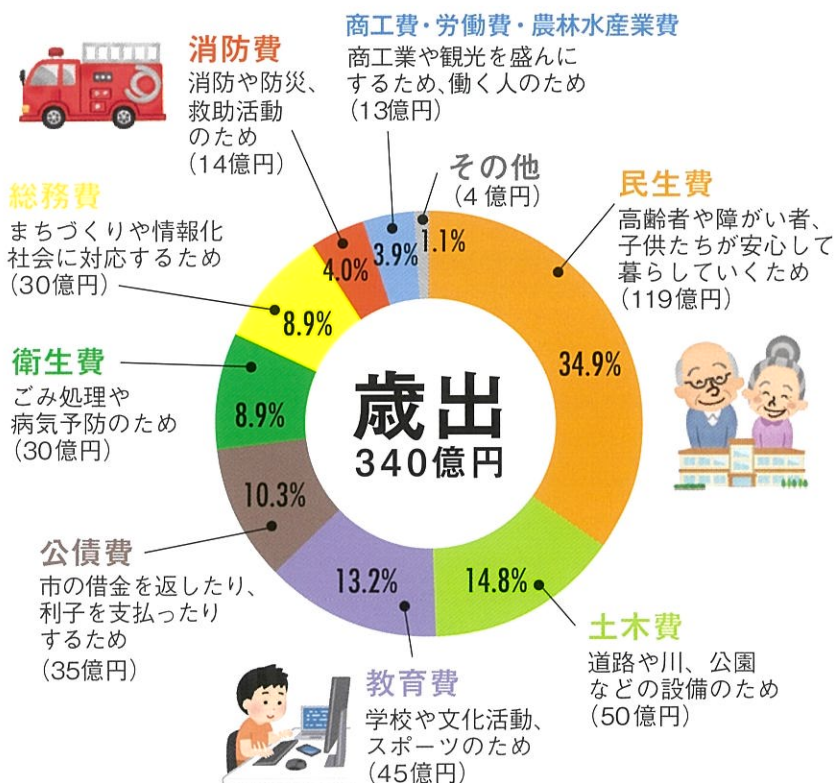
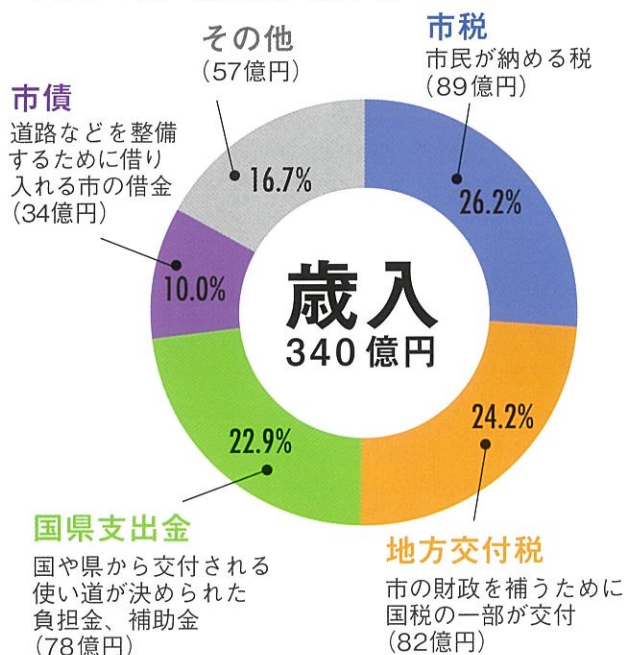
火災の予防・消火や急病人の救助のため

税金の使いみちは、みんなの代表者が話し合って決めているんだね。



加賀市の予算

令和5年度一般会計当初予算



「税金」は社会を支えるための「会費」

私たちが国や県、市に納める税金は、みんなの安全を守る警察・消防、道路・水道の整備など「みんなのために役立つ活動」や、年金・医療・福祉・教育など「社会での助け合いのための活動」に使われています。そのために必要なお金をみんなで出し合って負担するのが「税金」であり、それはみんなで社会を支えるための「会費」のようなものなのです。